

平成 21 年度農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会（第 4 回）

議事概要

1 開催日時及び開催場所

日 時： 平成 22 年 3 月 19 日（金）15：00～16：30

場 所： 法曹会館（高砂の間）

2 出席者（敬称略）

有田芳子、上路雅子、佐藤洋、白石寛明、福島哲仁、福山研二、堀江和臣、宮井俊一、森田昌敏

3 会議の概要

議事に先立ち、前回（第 3 回）の議事概要（案）の委員確認が行われ、案のとおり了承された。

（1）農薬散布における立入制限範囲及び期間の設定について

（2）公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル（案）

環境省より、資料 2「市街地公園及び街路樹への農薬散布に係る立入制限範囲及び期間について（案）」及び資料 3「公園・街路樹等病害虫・雑草暫定管理マニュアルの改訂（案）」に基づき、前回の検討会で出された委員の意見を受けて修正した部分について、中心に説明が行われた。

委員からの主な意見は次のとおり。

「ばくろ」の表記としては、資料 2 及び 3 では「暴露」が使用されている一方、他の例では「曝露」や「ばく露」が使用される場合もあるため、本検討会における表記方法の考え方を整理すべき。

経口暴露及び経気道暴露では、摂取又は吸入量として「暴露量」を用いているのに対し、経皮暴露では、体内吸収量として「暴露量」を用いているので、誤解を与えないように用語を整理すべき。

マニュアルの公表時期はいつか。

討議の結果、「ばくろ」の表記については、省内の使用事例等から、「ばく露」に修正するとともに、本検討会で使用する経路毎の「ばく露」の定義を明確化することとされた。

また、マニュアル案については、約 1 ヶ月間のパブリックコメントをした上で公表する予定であることが、環境省より報告された。

( 3 ) 農薬飛散リスク評価手法確立調査報告書(案)

事務局から、資料4「農薬飛散リスク評価手法確立調査報告書(案)」に基づき、説明が行われ、委員から意見があれば第4回検討会の終了後、事務局にて集約し、報告書に反映させることとなった。

(以上)